

**第4次伊勢崎市
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和8年3月

目 次

第1章 計画改定の趣旨

- 1 計画改定の経緯 p. 1
- 2 旧計画の実施状況 p. 1

第2章 国内外の動向

- 1 国際的な動向 p. 3
- 2 国内の動向 p. 4
- 3 群馬県の動向 p. 7
- 4 伊勢崎市の動向 p. 9

第3章 第4次計画の概要

- 1 法的位置づけ p. 12
- 2 計画的な位置づけ p. 12
- 3 第4次計画の概要 p. 13

第4章 温室効果ガス排出状況

- 1 推進方法 p. 15
- 2 温室効果ガス排出量の推移 p. 16
- 3 燃料種別の温室効果ガス排出量 p. 18
- 4 温室効果ガス排出特性と施策の方向性 p. 24

第5章 計画目標

- 1 温室効果ガス削減目標 p. 25

第6章 目標達成に向けた施策

- 1 基本方針 p. 26
- 2 施策の導入目標 p. 27
- 3 具体的な施策 p. 29

第7章 計画の推進体制

- 1 推進体制と役割 p. 38
- 2 計画の進行管理 p. 39
- 3 計画進捗状況の公表 p. 40

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の経緯

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、平成 23（2011）年 3 月に「伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するための施策を実施してきました。その後、令和 6（2024）年に地球温暖化対策推進法が改定され、令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度における温室効果ガスを平成 25（2013）年度からそれぞれ 60%、73%削減する目標が新たに設定されました。これに伴い、我が国ではより環境負荷の少ない社会経済活動や生活様式への転換が求められることから、本計画についても新たな目標を踏まえて見直す必要性が出てきました。

こうした中、本市の第 3 次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「旧計画」という。）が令和 7（2025）年度で満了となることを受け、国の地球温暖化対策計画や旧計画の進捗状況を踏まえつつ、数値目標等を再度見直し、本市で実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガスを抑制するため「第 4 次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定するものです。

2 旧計画の実施状況

2.1 旧計画の概要

本市では、これまで旧計画に基づき、本市で実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガスの抑制に取り組んできました。旧計画における計画期間、対象範囲、対象ガス、計画目標は、表 1-1 のとおりです。

表 1-1 旧計画の概要

項目	内容
計画期間	令和 3（2021）～令和 7（2025）年度
対象範囲	本市が行う全ての事務事業・施設
対象ガス	二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン
計画目標	<u>○基準年度</u> 平成25（2013）年度 <u>○中期目標</u> 令和 7（2025）年度までに13.7%削減 <u>○長期目標</u> 令和12（2030）年度までに27.3%削減

2.2 目標の達成状況

令和6(2024)年度における温室効果ガス排出量は54千t-CO₂であり、平成25(2013)年度比での削減率は14%となっています。旧計画の中期目標は「令和7(2025)年度までに13.7%削減」であることから、概ね目標と同程度の推移で温室効果ガス排出量が削減されている状況です。

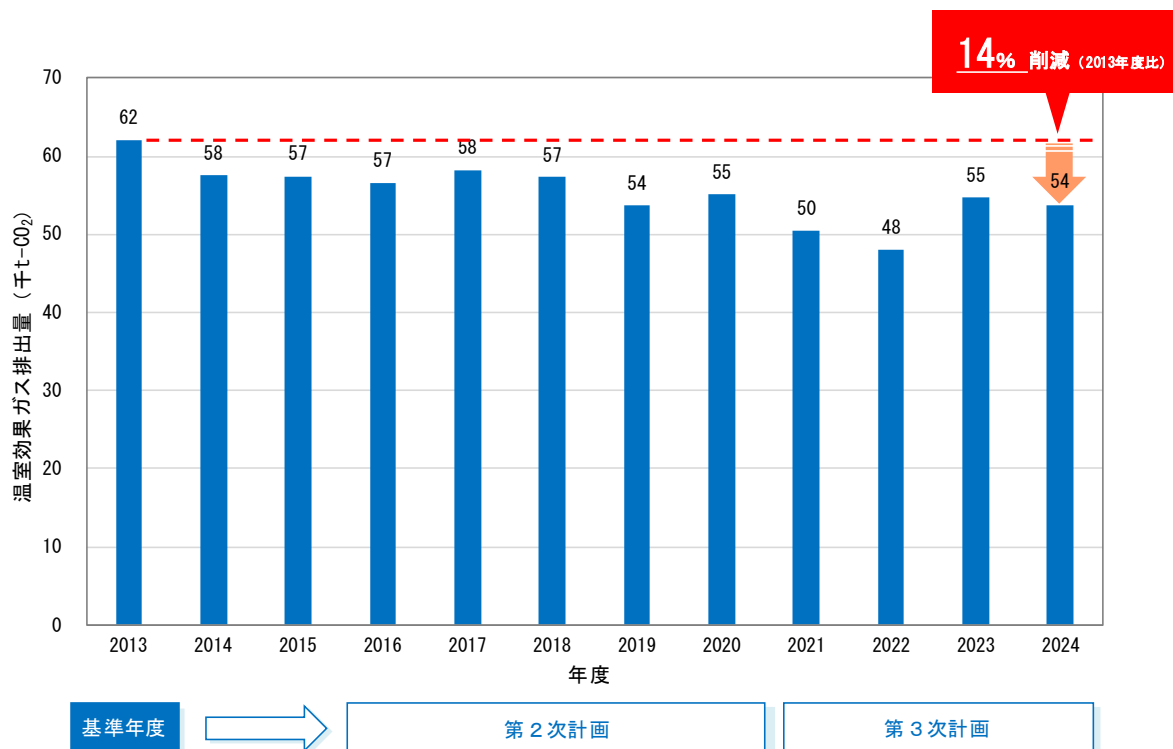


図 1-1 温室効果ガス排出量の推移

第2章 国内外の動向

1 国際的な動向

1.1 パリ協定

平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられています。

その後、パリ協定の採択から 10 年の節目を迎えた令和 7 (2025) 年に、国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議 (COP30) が開催されました。COP30 では、気候変動に向けた次の 10 年に向けた目標設定を方向づける実行フェーズの会議として位置づけられます。

1.2 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ：持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、21 世紀の世界が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「誰一人取り残さない」ことを誓い、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取組が求められています。



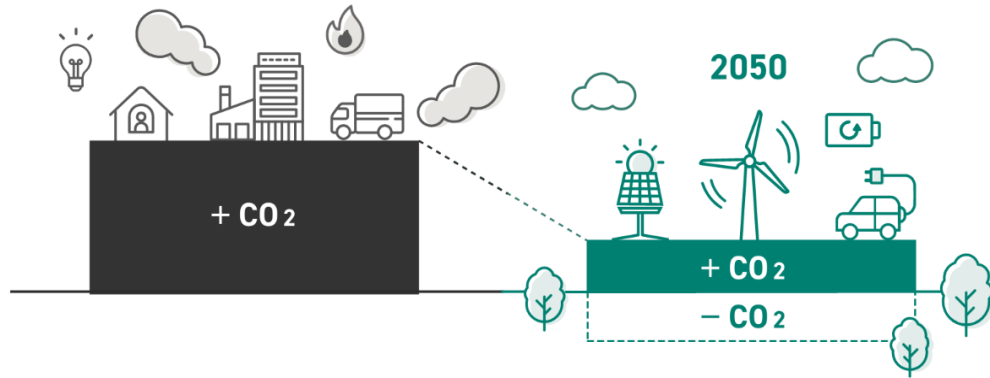
出典：国際連合広報センターHP

図 2-1 持続可能な開発目標 (SDGs) の17のゴール

2 国内の動向

2.1 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。



出典：環境省HP

図 2-2 カーボンニュートラルのイメージ

2.2 地域脱炭素ロードマップ

令和3（2021）年6月に「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が公表されました。令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向けた取組と、関係府省・自治体などの連携の在り方について取りまとめられており、令和12（2030）年までに少なくとも100ヶ所の「脱炭素先行地域」を創出することや、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する取組が示されています。

2.3 地球温暖化対策計画

令和7（2025）年2月18日、地球温暖化対策計画が閣議決定され、令和3（2021）年10月22日に閣議決定した前回の計画を改定しました。これにより、我が国は2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス削減量の目標として、「平成25（2013）年度比で、令和12（2030）年度に46%削減、令和17（2035）年度に60%削減、令和22（2040）年度に73%削減」が設定されました。

表 2-1 国の温室効果ガス削減目標

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

出典：環境省HPを基に作成

2.4 政府実行計画

地球温暖化対策計画の閣議決定と同日（令和7（2025）年2月18日）、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」が閣議決定され、令和3（2021）年10月22日に閣議決定した前回の計画を改定しました。これにより、国の業務や施設から排出される温室効果ガスを削減するための新たな具体的な行動計画が示されました。

今回の改定で、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を50%削減することに加え、令和17（2035）年度に65%削減、令和22（2040）年度に79%削減（それぞれ平成25（2013）年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化するとされました。

また取組内容としては、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達、プラスチックごみの排出抑制及びリサイクル等について率先して実行することが盛り込まれています。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組	
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。 ✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。 <p style="text-align: right; font-size: small;">※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物</p>
財やサービスの購入・使用に当たっての取組	
公用車/ LED	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。 ※ 電動車は代替不可能なものを除く
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
GX製品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。 <p style="font-size: small;">※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの</p>
その他の温室効果ガス排出削減等への配慮	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化 ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。 ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。 <p style="font-size: small;">※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量</p>

出典：環境省「政府実行計画の見直しについて」

図 2-3 政府実行計画の取組

3 群馬県の動向

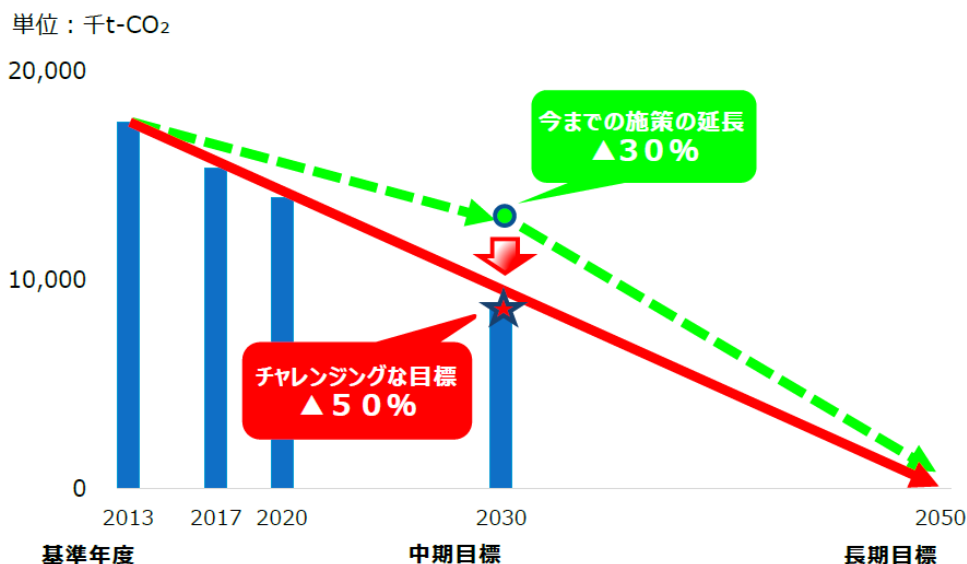
3.1 群馬県地球温暖化対策実行計画

群馬県では、温室効果ガス排出量の削減目標とその目標達成のための取組を示す「群馬県地球温暖化対策実行計画」を令和3（2021）年3月に策定し、温室効果ガス排出量の削減に関する取組の計画的な推進を図ってきました。

令和5（2023）年12月に改訂された「群馬県地球温暖化対策実行計画」では令和12（2030）年度までに群馬県全体の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%削減（削減対策44%削減+森林吸収量6%削減）、再生可能エネルギー導入目標を77億kWh/年、県有施設の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比で44%削減することを計画目標としています。

また、本計画は「群馬県気候変動適応計画」としても位置付け、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減対策である「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」についての施策を示しています。

温室効果ガス排出量の削減目標(対基準年度(2013年度)比)	
中期(2030年度)	50% 内訳(排出削減量44% 森林吸収量6%)
長期(2050年度)	温室効果ガス排出量「ゼロ」



出典：群馬県「群馬県地球温暖化対策実行計画」

図 2-4 群馬県の温室効果ガス削減目標

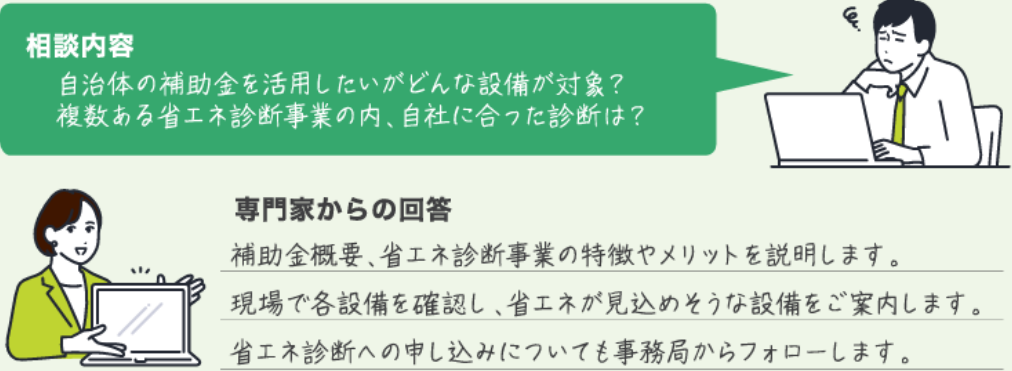
3.2 ぐんま脱炭素支援サービス

省エネや再エネ、脱炭素目標の設定など、県内企業等の脱炭素経営に関するお悩みに対して、専門家によるアドバイスや、各種支援事業等の紹介を行う「ぐんま脱炭素支援サービス」を実施しています。

相談事例 .2 自治体の補助金を活用したい！

相談内容
自治体の補助金を活用したいがどんな設備が対象？
複数ある省エネ診断事業の内、自社に合った診断は？

専門家からの回答
補助金概要、省エネ診断事業の特徴やメリットを説明します。
現場で各設備を確認し、省エネが見込めそうな設備をご案内します。
省エネ診断への申し込みについても事務局からフォローします。

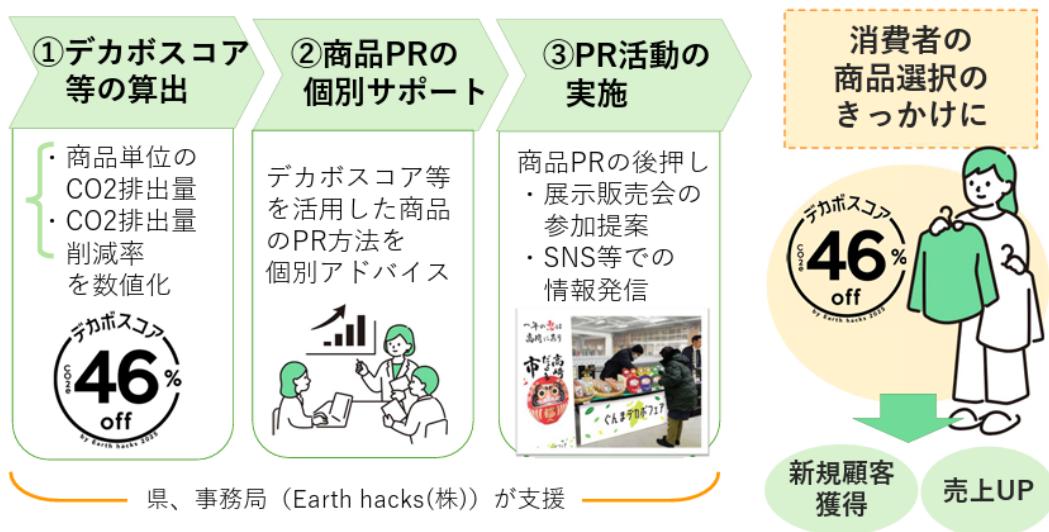


出典：群馬県「ぐんま脱炭素支援サービスチラシ」

図 2-5 ぐんま脱炭素支援サービスの事例

3.3 ぐんま脱炭素ブランディング事業

群馬県では、脱炭素化によるビジネス成長の成功例を作るため、県内事業者が「商品を作り、廃棄される」までに行なっている「CO₂排出量削減に繋がる取組」をビジネス成長に繋げる「ぐんま脱炭素ブランディング事業」を新たに実施しています。



出典：群馬県「ぐんま脱炭素ブランディング事前説明会」

図 2-6 ぐんま脱炭素ブランディング事業の流れ

4 伊勢崎市の動向

4.1 伊勢崎市ゼロカーボンシティ宣言

本市では、令和7（2025）年4月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロにすることを旨とする「伊勢崎市ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

「伊勢崎市ゼロカーボンシティ宣言」全文

伊勢崎市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地で猛暑による気温上昇や突発的な豪雨による災害などが発生し、これらの異常気象は地球温暖化によるものが大きな要因であるとみられています。日本国内においても、大規模な自然災害が頻発に発生し、地球温暖化の進行をくい止めることの重要性は、これまでより格段に高まっております。

このような国内外の社会情勢や環境行政を取り巻く状況の変化や課題に対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、本市では、令和7年3月に「第3次伊勢崎市環境基本計画」を策定いたしました。

この環境基本計画を柱として、令和3年に策定した第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画区域施策編について、二酸化炭素排出の実質ゼロを最終的な目標とする計画へ改定してまいります。

また、環境基本計画の上位計画である「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」を将来ビジョンに定めた第3次伊勢崎市総合計画を策定しており、これらの基本計画には、カーボンニュートラルな社会を目指すことを記載しております。

これから本市独自のGXの取組である「いせさきGX」を更に推進し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていくとともに、市民、事業者の皆様とともに、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化をより一層促進していくことで、市民・事業者・行政が一丸となって「2050年二酸化炭素排出の実質ゼロ」の実現を目指す、伊勢崎市ゼロカーボンシティをここに宣言いたします。

令和7年4月1日

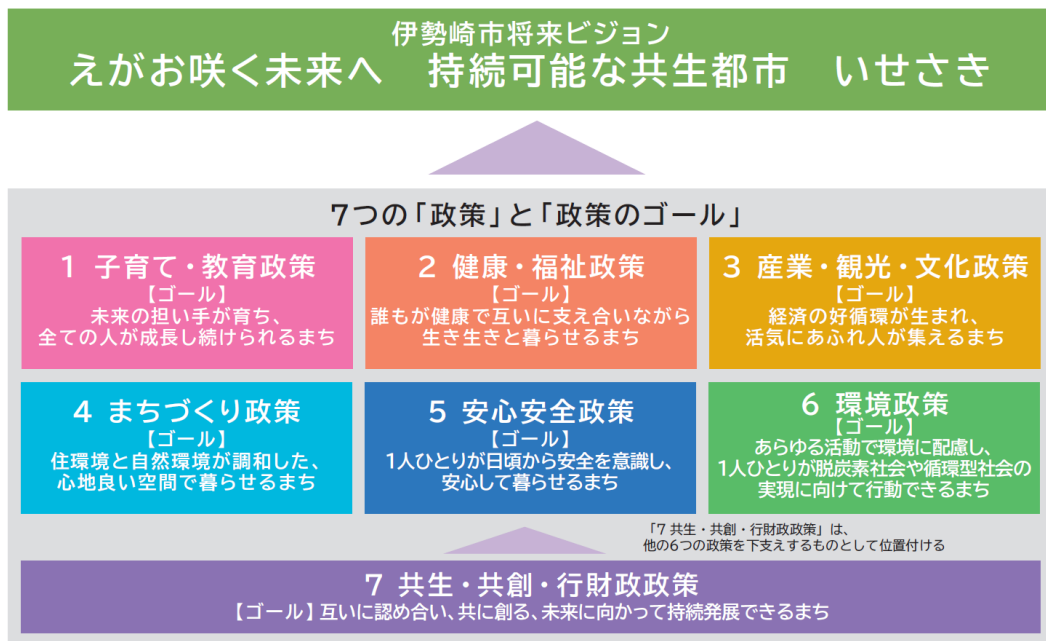
伊勢崎市長 臂泰雄

4.2 第3次伊勢崎市総合計画

総合計画は、本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政運営をしていくために、長期的視点に立った総合的かつ計画的なまちづくりの指針です。

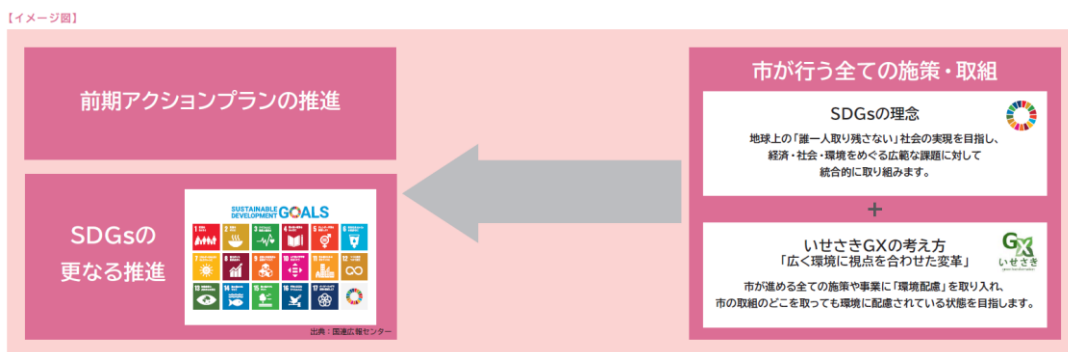
第3次伊勢崎市総合計画では、長期的な視点で目指す市の未来像「伊勢崎市将来ビジョン」を『えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき』と決めました。

さらに、本市独自の取組として、「いせさき GX」を推進し、市が進める全ての施策や事業に「環境配慮」を取り入れ、市の取組のどこを取っても環境に配慮されたものとして進めていくことを目指しています。



出典：伊勢崎市「第3次伊勢崎市総合計画（概要版）」

図 2-7 第3次伊勢崎市総合計画のビジョン



出典：伊勢崎市「第3次伊勢崎市総合計画」

図 2-8 いせさきGXの考え方

4.3 第3次伊勢崎市環境基本計画

本市は、社会情勢や環境行政を取り巻く状況の変化等に対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、令和7（2025）年3月に「第3次伊勢崎市環境基本計画」を策定しました。この計画に基づき、第3次伊勢崎市総合計画の環境政策のゴールである「あらゆる活動で環境に配慮し、1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち」の実現を目指した施策を推進しています。

また、脱炭素関連の施策としては、エネルギーを効率よく利用する方法や脱炭素化設備の導入補助、公共施設への太陽光発電設備の導入やLED化、市民・事業者が環境への意識・知識を高めるための普及・啓発などの情報発信等を掲げています。

基本目標Ⅰ 脱炭素社会の推進
<ul style="list-style-type: none">● 一人ひとりが、日常生活や事業活動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識します。● 市民、事業者、行政が一体となって、温室効果ガス削減に取り組み、カーボンニュートラルを目指します。
基本目標Ⅱ 循環型社会の推進
<ul style="list-style-type: none">● 今後も引き続き循環型社会の形成を目指し、社会基盤の整備を進めることにより、適正なごみ処理を推進します。● サーキュラーエコノミーへの移行を図り、市民、企業、団体、行政の協力により、更なるごみの減量化・再資源化を推進します。
基本目標Ⅲ 豊かな自然環境の保全
<ul style="list-style-type: none">● 一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識します。● 水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。
基本目標Ⅳ 衛生的な生活環境の推進
<ul style="list-style-type: none">● 一人ひとりが日常生活や事業活動に伴い発生する環境汚染が、人の健康と生活環境に負担となることを認識します。● 大気や水などを良好な状態に保つことにより、安心・安全な生活環境を未来に伝えます。
基本目標Ⅴ 環境保全活動の推進と人材育成
<ul style="list-style-type: none">● 一人ひとりが環境学習等を通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加します。● 市民、事業者、市のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、恵み豊かな環境を、未来へつなげます。

出典：伊勢崎市「第3次伊勢崎市環境基本計画」

図 2-9 施策の基本目標

第3章 第4次計画の概要

1 法的位置づけ

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条に規定する「地方公共団体実行計画」として、行政の事務事業より排出される温室効果ガスを把握し、排出を抑制することを目的に伊勢崎市が策定する計画です。

2 計画的位置づけ

本計画は、「伊勢崎市総合計画」や「伊勢崎市環境基本計画」と整合・連携しつつ、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減など地球温暖化対策を担う計画として位置づけられます。

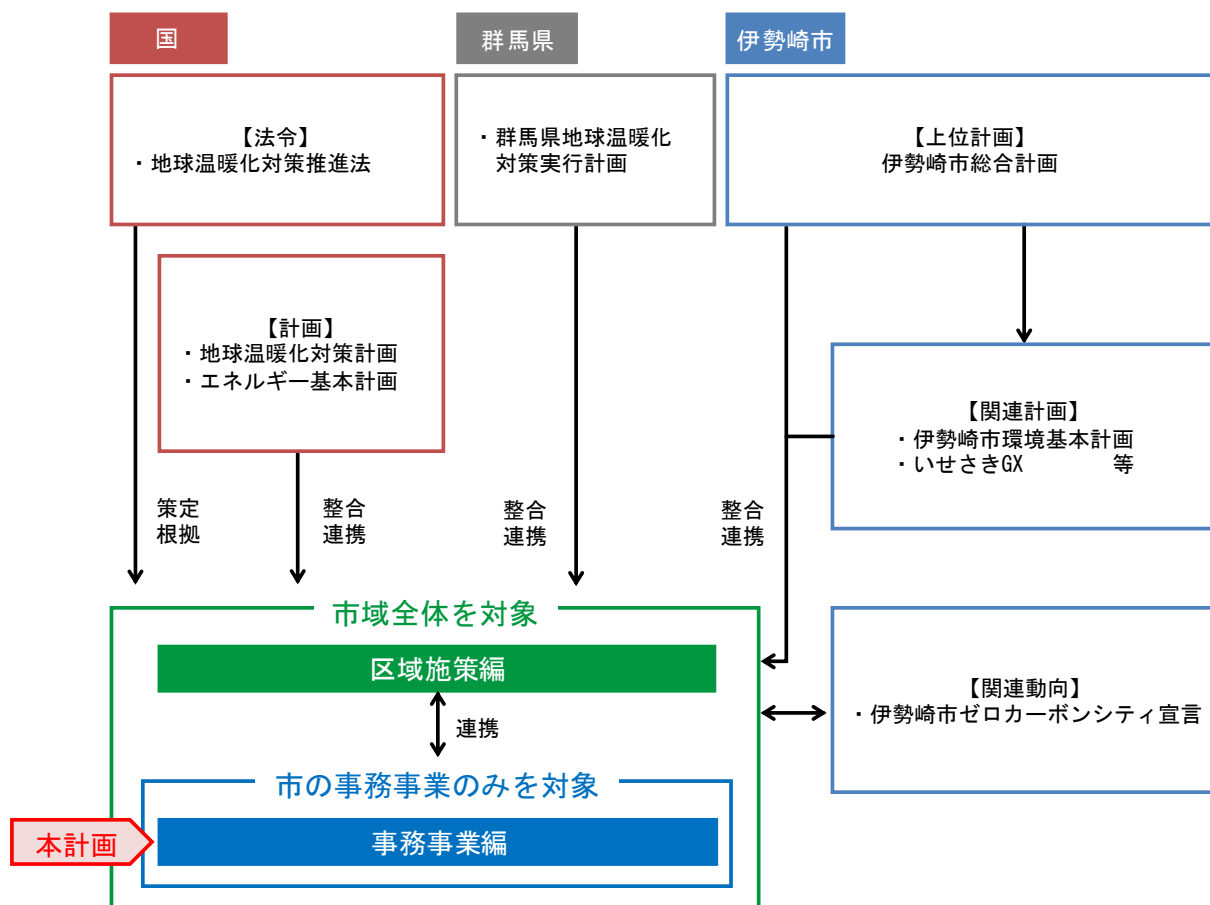


図 3-1 本計画の位置づけ

3 第4次計画の概要

3.1 意義・目的

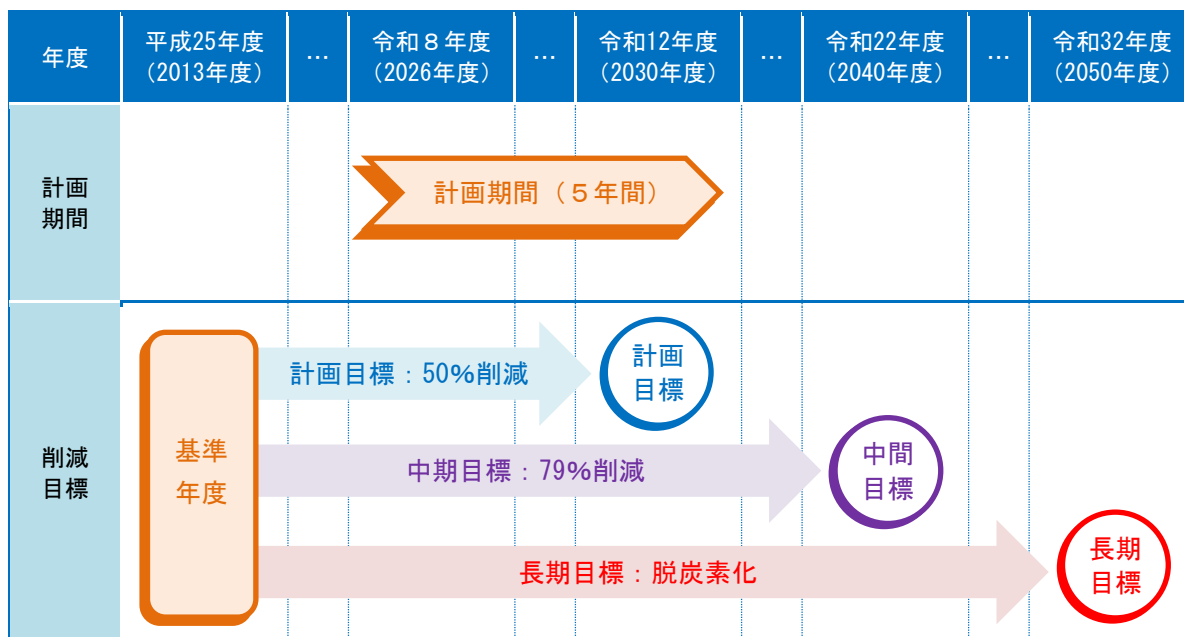
旧計画の趣旨も踏まえ、本計画を推進することにより、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減することを目的としています。また、各施策に取り組むことにより、市民・事業者の自主的かつ積極的な温室効果ガス排出削減のための行動を促すことを目的としています。

3.2 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度～令和12（2030）年度の5年間とします。また、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度の目標を短期目標と位置づけ、さらに国の目標に即すため、令和22（2040）年度と令和32（2050）年度の目標をそれぞれ中期目標、長期目標として位置づけます。計画の目標数値は、第5章にも示しています。

計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとしします。

表 3-1 計画期間



3.3 対象範囲

本計画の対象とする範囲は、本市が行う全ての事務事業とし、対象とする施設は、出先機関や指定管理者制度導入施設等を含む本市の全ての施設とします。

なお、温室効果ガス排出量の数値的把握が困難な外部委託工事等は、本計画の対象範囲外とします。この場合、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を要請するよう努めます。

3.4 対象ガス

本計画で対象となる温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類のうち、市の事務事業の中で排出につながる使用量・活動量がない、あるいは温室効果ガス排出量の把握が困難であるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を除く二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）の4種類のガスを対象とします。

表 3-2 本計画の対象ガス

ガス種		排出源の例		地球温暖化 排出係数 ^{※1)}
算定対象	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気や燃料等の使用により排出される。	1
		非エネルギー起源	一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却等により排出される。	1
	メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。		28
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の使用、下水等の処理、一般廃棄物の焼却等により排出される。		265
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	自動車用エアコンディショナーの使用時等に排出される。		4~12,400 ^{※2)}
算定対象外	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。		6,630~11,100
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。		23,500
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。		16,100

※1) 二酸化炭素を1とした場合の、各温室効果ガスが地球温暖化に及ぼす影響を示した数値

※2) ガスの種類によって地球温暖化係数は異なる

第4章 温室効果ガス排出状況

1 推計方法

本市の温室効果ガス排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき推計します。各ガスは活動量（表 4-1 参照）に伴って排出されているため、基本的には活動量に推計する各ガスの排出係数を乗じ、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンに関しては、さらに地球温暖化係数を乗じることで二酸化炭素排出量に換算して推計します。

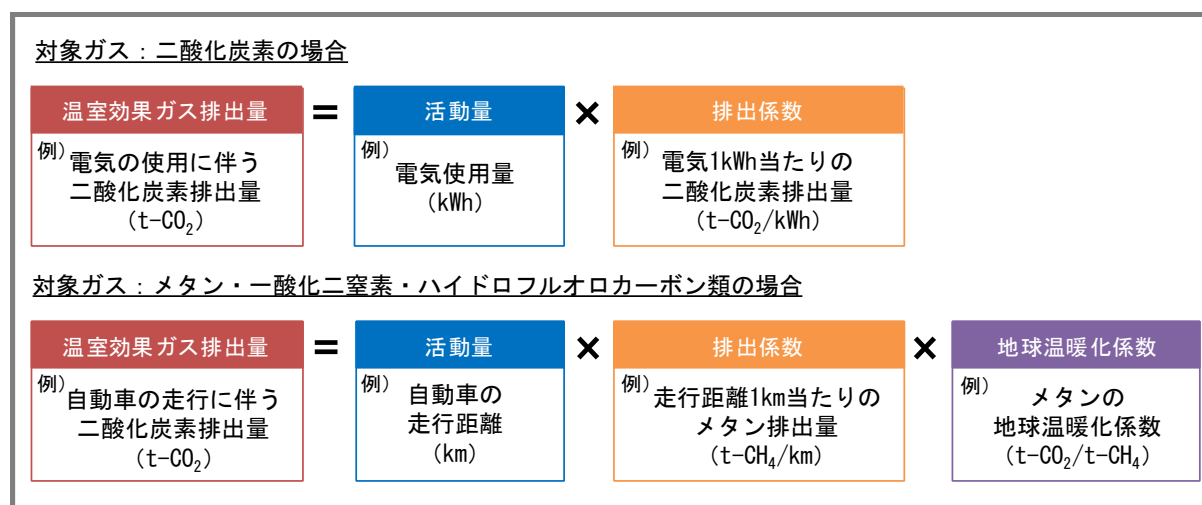


図 4-1 温室効果ガス排出量の推計方法

表 4-1 活動量一覧

項目	活動量
燃料使用	燃料使用量（液体：l、機体：m ³ ）
電気使用	電気使用量（kWh）
自動車の走行	自動車の走行距離（km）
カーエアコンの使用	カーエアコンの使用台数（台）
一般廃棄物焼却	一般廃棄物焼却量（t-wet、t-dry）
下水処理	下水処理量（m ³ ）
し尿処理	し尿処理量（m ³ ）
農業集落排水処理	農業集落排水処理人口（人）

2 温室効果ガス排出量の推移

2.1 現況推計

令和 6（2024）年度における温室効果ガス排出量（図 4-2）は約 54 千 t-CO₂ であり、平成 25（2013）年度比の削減率は 14% となっています。

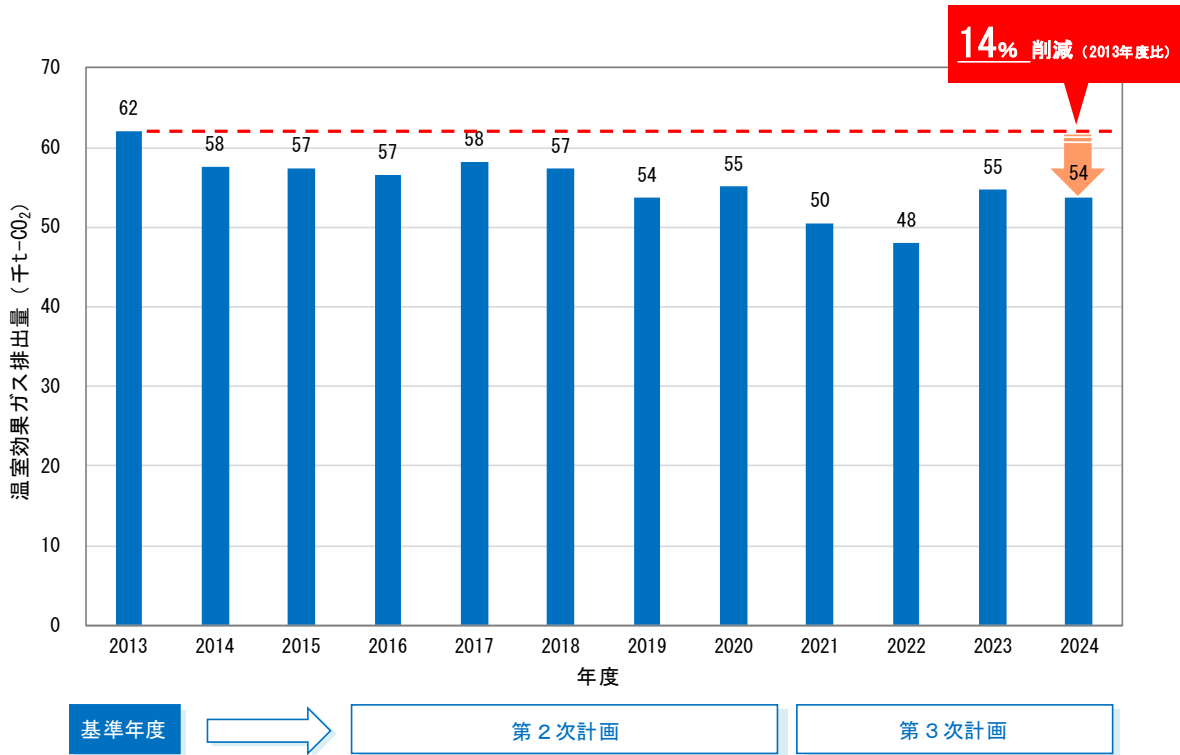


図 4-2 温室効果ガス排出量の推移【再掲】

2.2 将来推計

温室効果ガス削減に関して、これまでの対策を継続した場合（追加的な対策は実施しない場合）の排出量の将来推計を実施しました。その結果、令和 12（2030）年度は平成 25（2013）年度比で 24%削減、令和 22（2040）年度は 33%削減、令和 32（2050）年度は 38%削減すると予測されます。

表 4-2 温室効果ガス排出量の将来推計

年度	2013年度 (基準年度)	2024年度 (最新年度)	2030年度 (推計)	2040年度 (推計)	2050年度 (推計)
排出量	62千t-CO ₂	54千t-CO ₂	47千t-CO ₂	42千t-CO ₂	38千t-CO ₂
削減量	-	8千t-CO ₂	15千t-CO ₂	20千t-CO ₂	24千t-CO ₂
削減率 (2013年度比)	-	14%削減	24%削減	33%削減	38%削減
目標削減量	-	-	31千t-CO ₂	49千t-CO ₂	62千t-CO ₂
目標削減率 (2013年度比)	-	-	50%削減	79%削減	100%削減

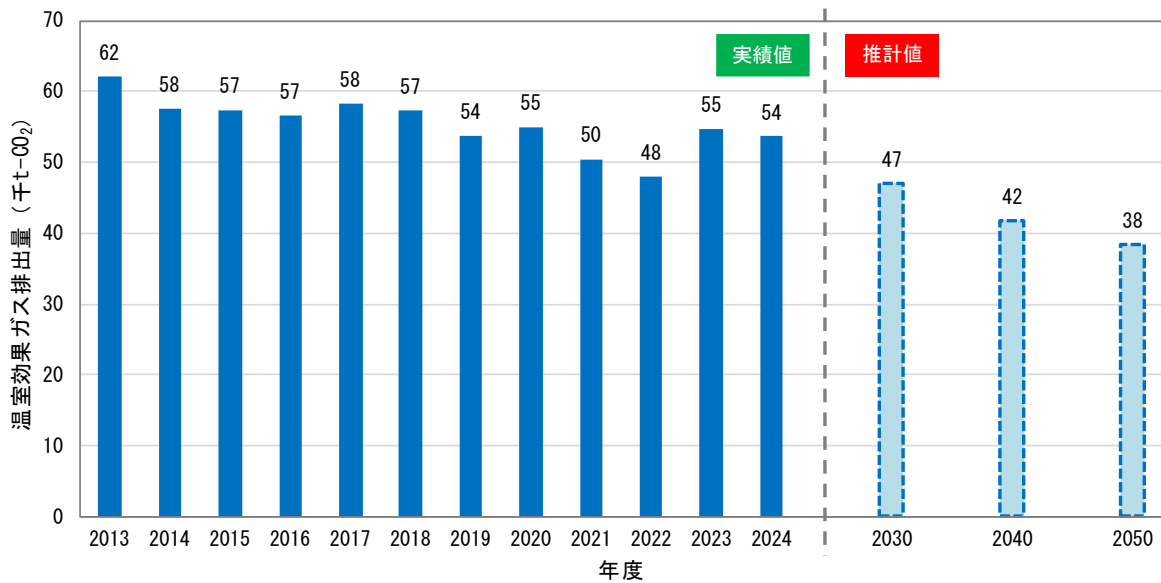


図 4-3 温室効果ガス排出量の推移（将来推計）

将来推計の結果、国の目標である「令和 12（2030）年度に、平成 25（2013）年度比で 50%削減」と比較した場合（図 4-4）、削減傾向が目標と乖離していることが分かります。したがって、国の目標と整合するためにも、今後より削減ペースを上げていく必要があると考えられます。

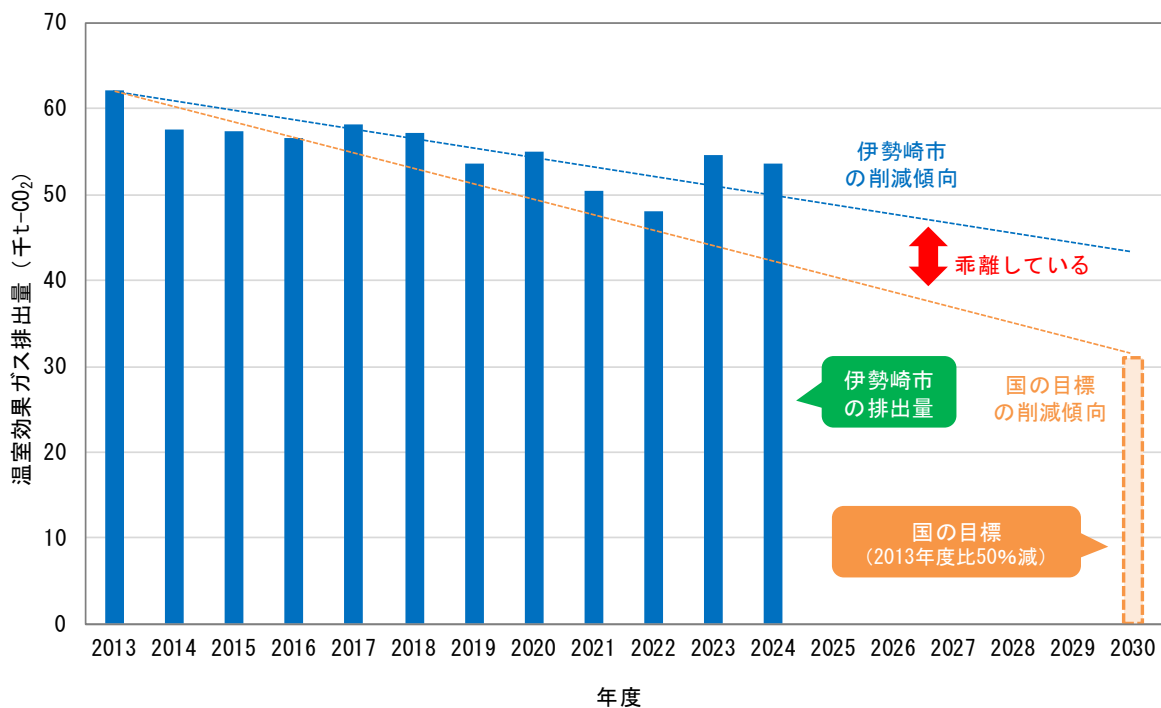


図 4-4 国の目標との比較

3 燃料種別の温室効果ガス排出量

3.1 最新年度の温室効果ガス排出量（燃料種別）

最新年度である令和6（2024）年度における燃料種別の温室効果ガス排出量は表 4-3 の通りです。伊勢崎市の事務事業から排出される温室効果ガスは、電気使用によるものが37%、廃プラスチックの焼却によるものが41%と大部分を占めています。

今後も、職員一人ひとりが無駄をなくす意識をもち、こまめな節電等の取組をより促進していく必要があります。

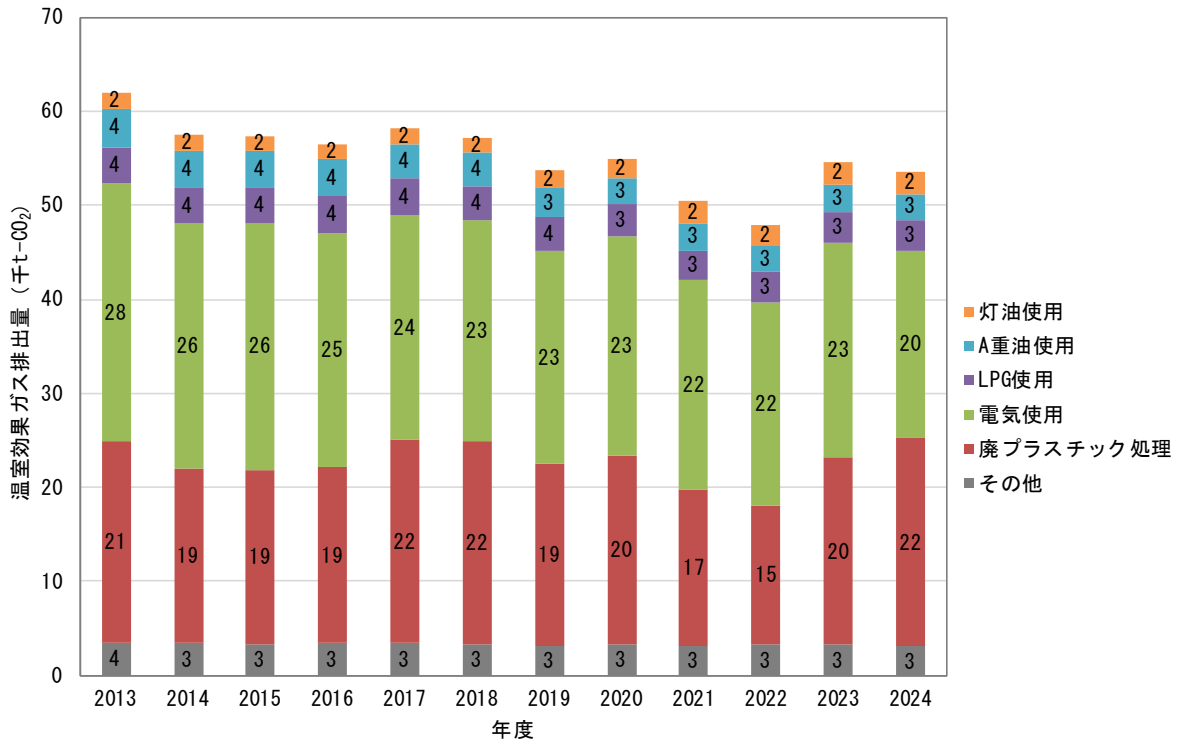
表 4-3 燃料種別の温室効果ガス排出量（令和6年度）

項目		排出量 (千t-CO ₂)	排出量に 占める割合
燃料使用	ガソリン	0.4	1%
	灯油	2.4	4%
	軽油	0.2	0%
	A重油	2.7	5%
	液化石油ガス（LPG）	3.4	6%
	都市ガス	0.8	2%
電気使用		19.9	37%
自動車の走行		0.0	0%
カーエアコンの使用		0.0	0%
一般廃棄物焼却	連続燃焼式	0.8	2%
	准連続燃焼式	0.0	0%
	うち廃プラスチック	22.2	41%
下水処理（終末処理場、流域下水道）		0.4	1%
し尿処理（し尿処理施設）		0.1	0%
農業集落排水処理		0.2	0%
合計		54	100%

3.2 温室効果ガス排出量（燃料種別）の推移

燃料種別の温室効果ガス排出量の推移を図 4-5 に示します。

燃料種別の特徴として、温室効果ガス排出量全体に占める電気使用と廃プラスチック処理に伴う排出量が多い傾向であり、この傾向は平成 25（2013）年度以降変わらないことが分かります。したがって、これらに関連する施策を重点的に推進することで、将来的な温室効果ガス排出量の削減につながることを期待されます。



※) 排出割合が上位 1～5 以外の項目はその他として集約している

図 4-5 温室効果ガス排出量の推移（燃料種別）

3.3 電気の使用

電気の使用量および温室効果ガス排出量の推移を図 4-6 に示します。また参考として、東京電力の排出係数（基礎排出係数）を同グラフに示します。

電気の使用量は僅かに増減を繰り返しながらも全体的に横ばいで推移していますが、電気の排出係数が減少傾向にあるため、温室効果ガス排出量も減少傾向にあります。

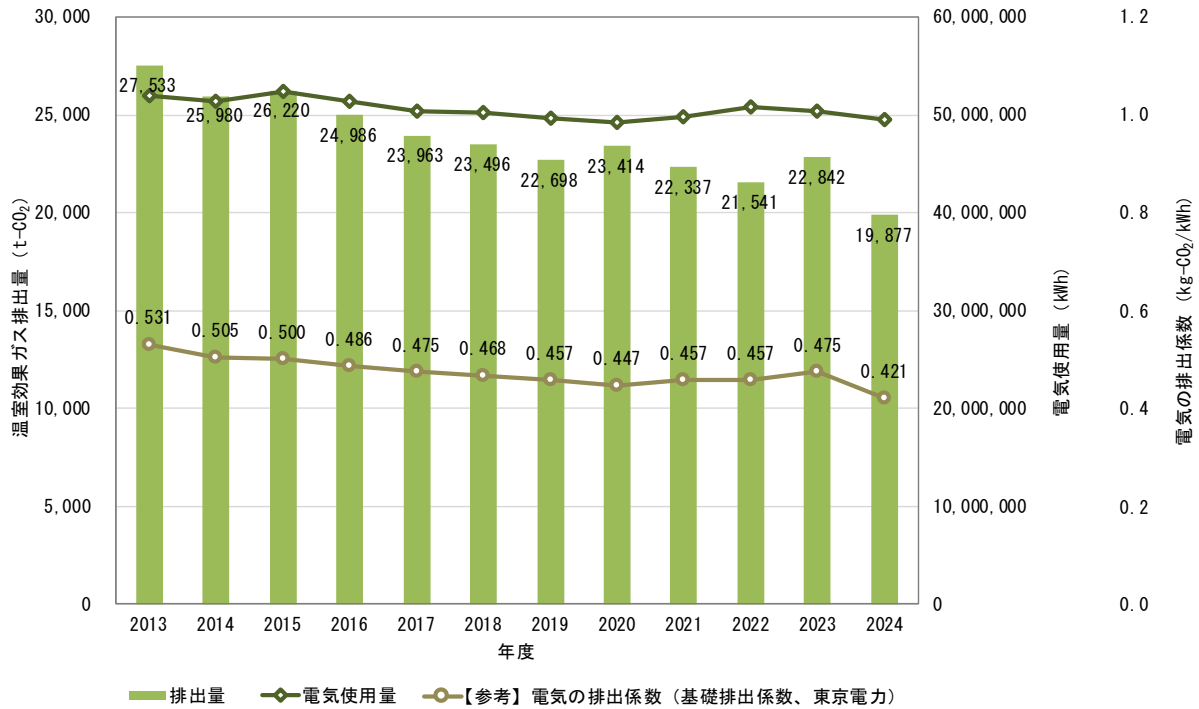


図 4-6 温室効果ガス排出量の推移（電気使用）

3.4 一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量

一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量および焼却による温室効果ガス排出量の推移を図 4-7 に示します。

一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量は増減を繰り返しながら推移しています。令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までに大きく減少しましたが、その後増加傾向に転じています。

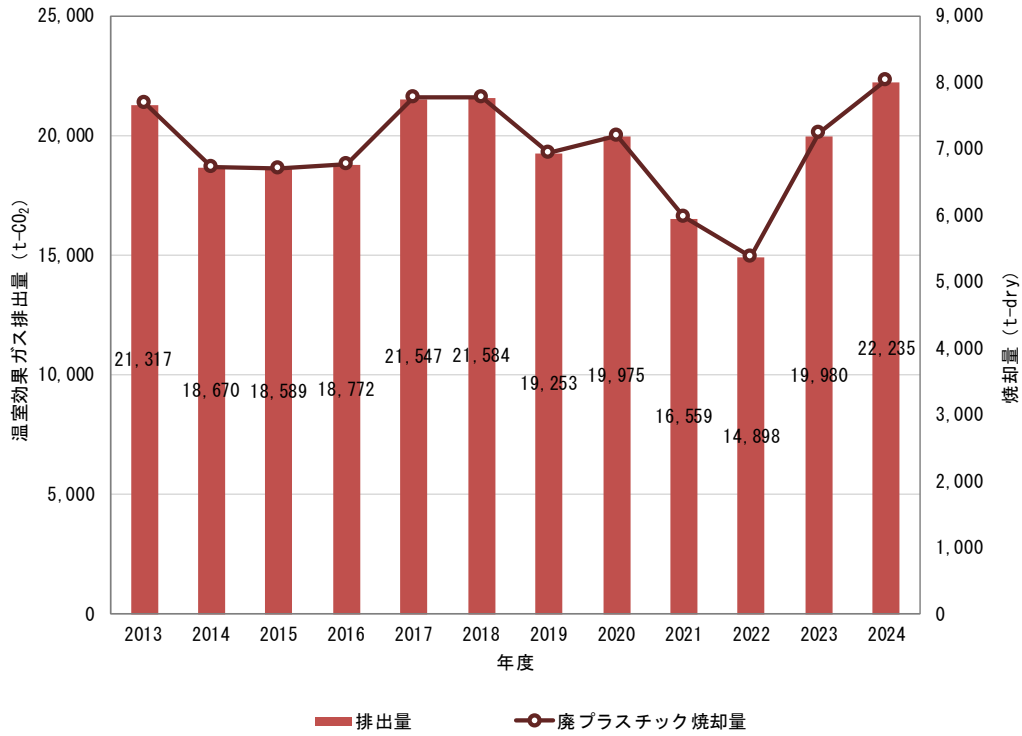


図 4-7 温室効果ガス排出量の推移（一般廃棄物焼却のうち廃プラスチック分）

3.5 燃料の使用

燃料の使用による温室効果ガス排出量のうち、灯油・A重油・LPGの使用量および排出量の推移を図4-8に示します。

灯油の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成28(2016)年度まで減少傾向でしたが、その後使用量の増加に伴い排出量も増加しています。

A重油の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成28(2016)年度から令和4(2022)年度まで減少傾向ですが、令和5(2023)年度に使用量の増加に伴い排出量も増加し、令和6(2024)年度には再び減少しています。

LPGの使用に伴う温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながら推移しています。

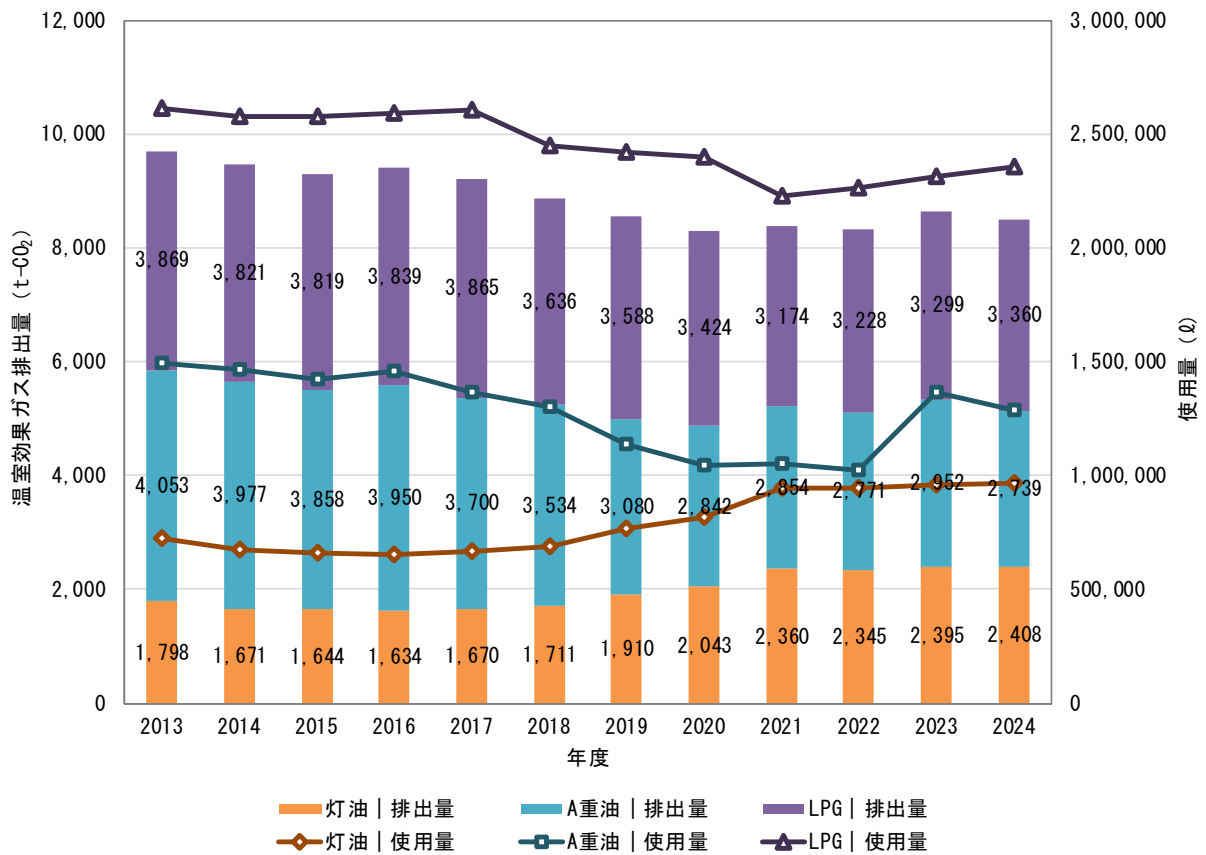


図4-8 温室効果ガス排出量の推移（灯油・A重油・LPG）

3.6 活動量の増減傾向

最新年度である令和6（2024）年度における平成25（2013）年度比の活動量の増減率を表4-4に示します。灯油使用や都市ガス使用、廃プラスチック処理、し尿処理に関しては、活動量が増加していることから、特に削減に向けた施策の推進が求められます。また、温室効果ガス排出量の大部分を占める電気使用に関する活動量についても、減少率が数%となっていることから、施策推進が必要と考えられます。

表 4-4 活動量の増減傾向

項目		活動量			2013年度比の増減率
		数値	2013年度	2024年度	
燃料使用	ガソリン	ガソリン使用量 (l)	221,064	185,851	16%減少
	灯油	灯油使用量 (l)	722,168	968,067	34%増加
	軽油	軽油使用量 (l)	69,358	58,755	15%減少
	A重油	A重油使用量 (l)	1,495,911	1,285,842	14%減少
	液化石油ガス (LPG)	LPG使用量 (m ³)	623,233	563,042	10%減少
	都市ガス	都市ガス使用量 (m ³)	340,190	426,657	25%増加
	ディーゼル機関（定置式）における軽油	軽油使用量 (l)	1,241	0	100%減少
	ガス・ガソリン機関（定置式）におけるA重油	A重油使用量 (l)	325,100	0	100%減少
電気使用	電気使用量 (kWh)	51,949,604	49,467,769	5%減少	
自動車の走行	自動車の走行距離 (km)	2,093,049	1,767,158	16%減少	
カーエアコンの使用	カーエアコンの使用台数 (台)	499	434	13%減少	
一般廃棄物焼却	連続燃焼式	廃棄物処理量 (t-wet)	58,380	55,271	5%減少
	准連続燃焼式	廃棄物処理量 (t-wet)	3,187	1,790	44%減少
	うち廃プラスチック	廃プラスチック処理量 (t-dry)	7,696	8,042	4%増加
下水処理（終末処理場、流域下水道）	下水処理量 (m ³)	7,268,308	6,612,719	9%減少	
し尿処理（し尿処理施設）	し尿処理量 (m ³)	61,777	65,222	6%増加	
農業集落排水処理	農業集落排水処理人口 (人)	14,485	8,277	43%減少	

	: 2013年度比で減少（減少率10%以上）
	: 2013年度比で減少（減少率10%より小）
	: 2013年度比で増加

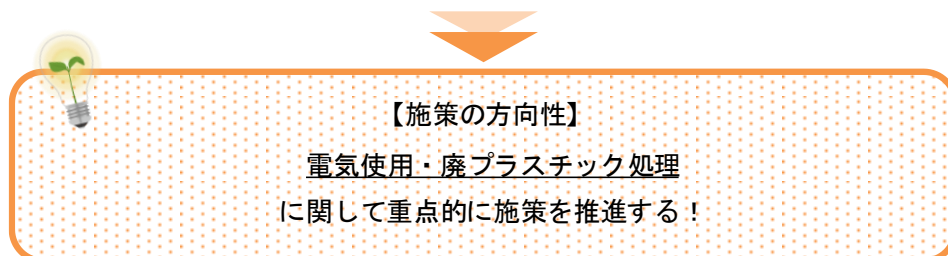
4 温室効果ガス排出特性と施策の方向性

本市の事務事業に係る温室効果ガス排出特性と施策の方向性を図 4-9 に示します。

温室効果ガス排出割合が大部分を占め、活動量が増加もしくは減少率が低い「電気使用・廃プラスチック処理」に関して、これまで以上に施策を推進していくことで、効率的な削減につながると考えられます。

施策に関する具体的な内容は第 6 章に記載します。

観点	温室効果ガス排出特性
総排出量	<ul style="list-style-type: none">● 減少している一方で、国の目標と整合するためには、より削減ペースを上げる必要がある。
燃料種別の排出量	<ul style="list-style-type: none">● <u>電気使用と廃プラスチック処理</u>に係る温室効果ガス排出量が大部分を占めている。● その他、年間 1 千t-CO₂以上を排出しているのはLPG、A重油、灯油使用に係る温室効果ガスである。
燃料種別の活動量	<ul style="list-style-type: none">● <u>灯油使用や都市ガス使用、し尿処理、廃プラスチック処理</u>に関しては、活動量が増加している。● <u>電気使用</u>に関する活動量についても、減少率が数%となっている。



※具体的な施策については第 6 章にて記載

図 4-9 温室効果ガス排出特性と施策の方向性

第5章 計画目標

1 温室効果ガス削減目標

本計画における温室効果ガスの削減目標を図 5-1 に示します。

本市の温室効果ガス削減目標は、国の温室効果ガス削減目標を踏まえ、短期目標として令和 12 (2030) 年度に 50%削減、中期目標として令和 22 (2040) 年度に 79%削減、長期目標として令和 32 (2050) 年度にゼロカーボンを達成することとしました。(平成 25 (2013) 年度比)

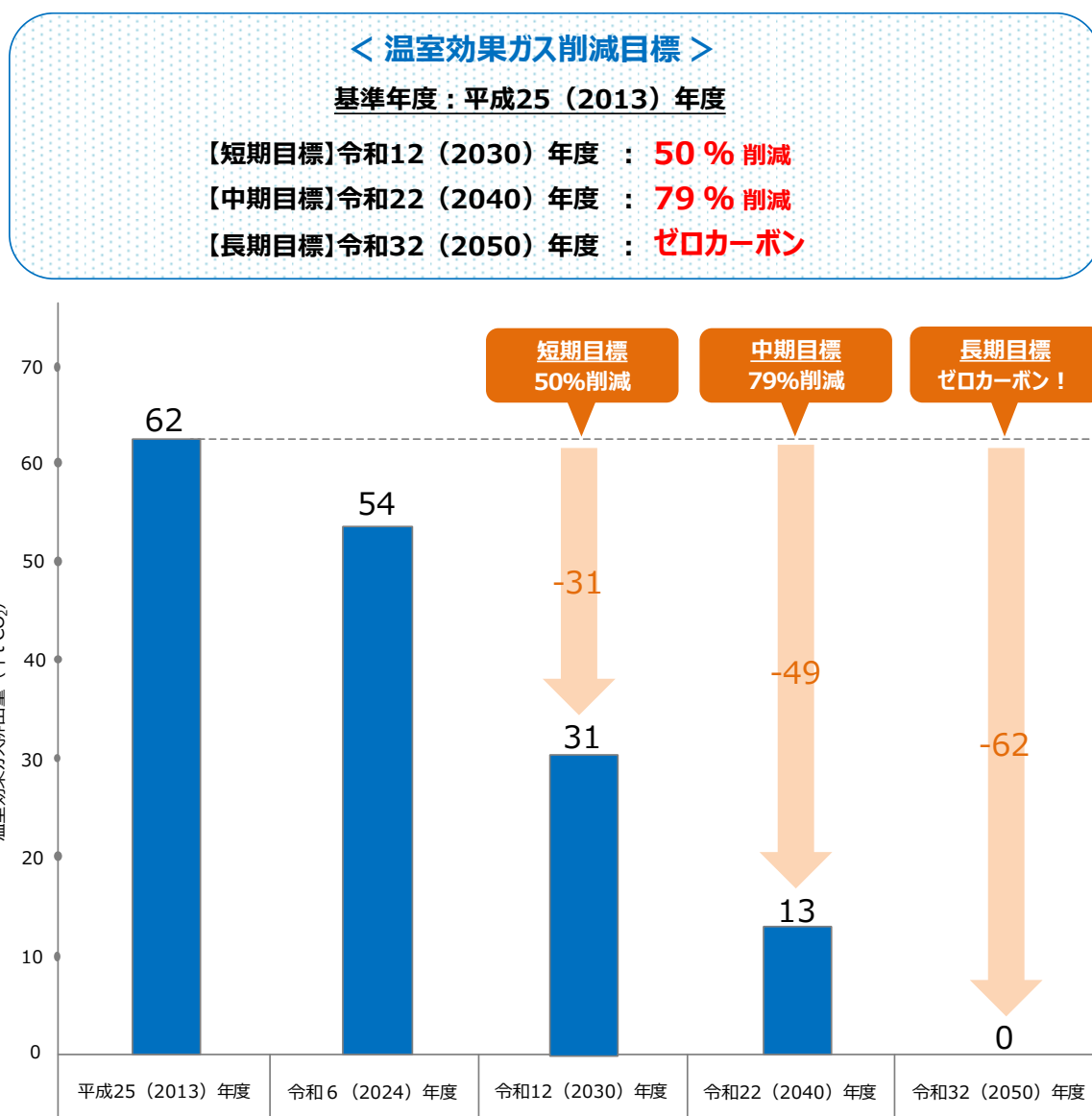



図 5-1 温室効果ガス削減目標

第6章 目標達成に向けた施策

1 基本方針

第4章に記載のとおり、温室効果ガス排出割合が大部分を占め、活動量が増加もしくは減少率が低い「電気使用・廃プラスチック処理」に関して、これまで以上に施策を推進していくことが必要と考えられるため、施策の方向性に示すように重点施策として位置づけ、取り組んでいきます。また、その他の排出源に関してはこれまでの施策を継続します。



【施策の方向性】
電気使用・廃プラスチック処理
 に関して重点的に施策を推進する！

分類		具体的取り組み	重点施策	
目標達成に向けた施策	ソフト	電気使用量の削減	照明機器等の適正な使用	●
			空調機器の適正な使用	●
			OA機器等の適正な使用	●
			その他機器の適正な使用	●
		燃料使用量の削減	エコドライブの推進	
			施設や機器の効率的な運用	●
		紙使用量・水使用量・廃棄物の削減	紙類の利用時の工夫	
			紙類の再利用の推進	
	公共施設等における節水の推進			
	廃棄物の減量（普段の職務の中でできること）		●	
	行動変容・普及啓発	製品やサービスの購入・使用にあたっての配慮の推進		
		職員への地球温暖化対策に関する啓発の推進		
	ハード	再エネの推進	太陽光発電設備等の導入	●
			再エネ電力調達	●
		省エネの推進	公用車への次世代自動車の導入	●
省エネルギー機器の導入（電化の促進を含む）			●	
その他		廃プラスチック処理の減量（ごみ処理施設に関すること）	●	

図 6-1 施策の基本方針

温室効果ガス排出量を削減するためには、日々の業務の中で職員一人ひとりが意識すれば実施することが可能なもの（ソフト的な取組）と、省エネ機器や太陽光発電設備の導入といった設備導入等が伴うもの（ハード的な取組）があります。例えば、ソフト事業は電気や紙類の使用量削減等が該当し、また、ハード事業では LED 設備の導入等が挙げられます。こういった取組を事務局及び各所属に設置する推進担当者が周知し、当該所属及び職員への積極的な取組に繋げていくことが重要となります。

これまで取り組んできた取組や新たな取組を含めて、以下にハード的な取組・ソフト的な取組の内容を示します。

2 施策の導入目標

ハード的な取組では、第2章に示した「政府実行計画」に示されている取組と、施策の方向性に示す重点施策として位置づけた取組に関して、導入目標を整理します。

表 6-1 導入目標の設定

施策の導入目標	概要	設定根拠	【参考】政府実行計画の目標
太陽光発電設備の導入	公共施設の屋根等に太陽光発電を設置して利用する。	伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会にて決定した目標値を設定します。	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
LEDの導入	公共施設の照明をLED化する。	伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会にて決定した目標値を設定します。	2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
次世代自動車の導入	公用車として次世代自動車を導入する。	伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会にて決定した目標値を設定します。	2030年度までにストックで100%の導入を目指す（代替不可なものを除く）。
廃プラスチック処理の減量	最終処分量を削減する（市内全体の取組）。	第3次伊勢崎市環境基本計画に示されている廃棄物の減量目標を基に目標値を設定します。	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。
再エネ電力等の調達	CO ₂ フリー電気等を購入し、事務事業において使用する。	清掃リサイクルセンター21のゴミ発電電力等による再エネ電力調達の増加の予想から目標値を設定します。	2030年度までに調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

第5章で設定した温室効果ガス削減目標の達成に向けて、各施策の導入目標を以下に示します。これまでの施策を継続するとともに、新たに数値目標を設定した重点施策により、温室効果ガスの削減に向けてより一層進めてまいります。

施策の導入目標	指標	目標数値				削減見込み量 (千t-CO ₂)		
		現状の導入量	令和12年度 2030年度	令和22年度 2040年度	令和32年度 2050年度	令和12年度 2030年度	令和22年度 2040年度	令和32年度 2050年度
1 太陽光発電設備の導入	導入率	3.2%	50%	100%	100%	1.44	2.88	2.88
2 LEDの導入	LED化率	48.6%	100%	100%	100%	3.73	3.73	3.73
3 次世代自動車の導入	導入率	10.3%	60%	100%	100%	0.11	0.19	0.19
4 廃プラスチック処理の減量	廃棄物最終処分量	8,891t	6,760t	5,360t	3,960t	5.51	9.14	12.76
5 再エネ電力等の調達	調達する電力量	—	32,756千kWh	39,025千kWh	45,295千kWh	13.76	16.39	19.02
1~5の削減見込み量の小計						24.55	32.33	38.58
これまでの取組の継続 (将来推計より)						15.16	20.26	23.62
使用する電力の排出係数低減※						4.88	1.74	0.00
合計削減量						45	54	62
目標削減量						31	49	62

※ 太陽光発電や電力調達以外に使用する電力の排出係数が低下する見込みから推計

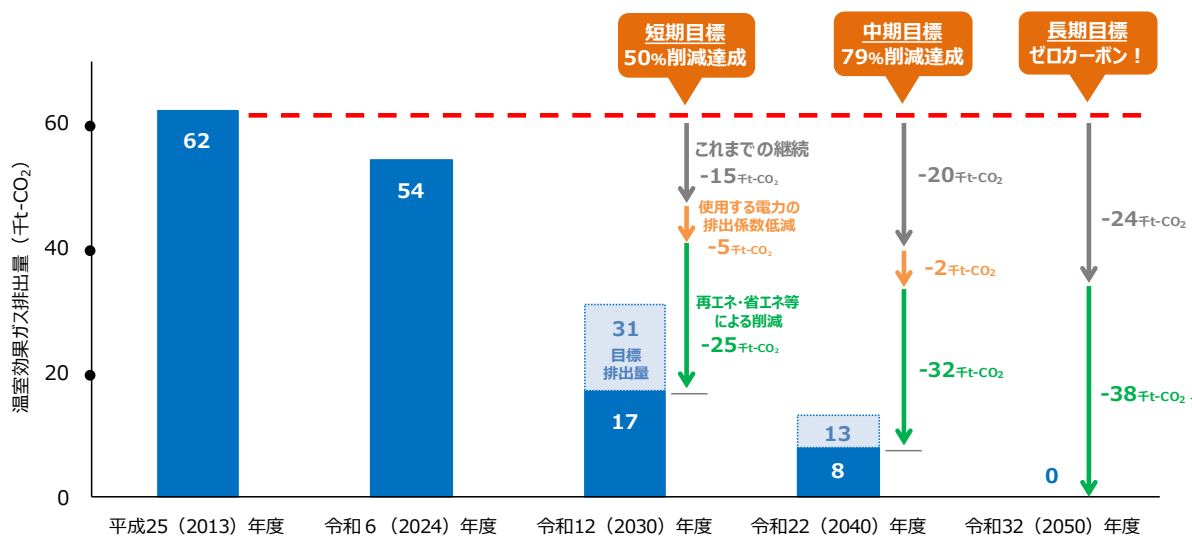


図 6-2 施策の導入目標

3 具体的な施策

3.1 ハード的な取組

前述する導入目標について、具体的な内容を示します。

■ 太陽光発電設備の導入

取組を進めている太陽光発電設備は、令和7（2025）年度末時点で8施設への導入が進んでいます。また、令和7（2025）年度に「伊勢崎市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査」を実施し、市の保有する公共施設のうち設置可能な施設に対して将来的な設備導入に向けた調査を実施しました。今後は、令和12（2030）年度には設置可能な公共施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置し、令和22（2040）年度には100%設置することを目指して、設置可能な施設への導入を進めます。

表 6-2 導入施設

導入年度	導入施設名	用途	設備出力 (kW)
平成22（2010）年度	まゆドーム	余剰売電	10.3
平成23（2011）年度	羽黒交流会館	余剰売電	3.0
平成27（2015）年度	障害者センター	全量売電	49.5
平成27（2015）年度	赤堀中学校	全量売電	20.0
令和6（2024）年度	保健センター（愛称：くわまるプラザ）	自家消費	40.0
令和6（2024）年度	豊受公民館	余剰売電	29.5
令和7（2025）年度	伊勢崎市役所	自家消費	24.0
令和7（2025）年度	伊勢崎オートレース場選手宿舎	余剰売電	16.4



図 6-3 太陽光発電設備

太陽光発電設備の導入手法

太陽光発電設備の導入手法は、自己所有（自ら設備を購入して設置・管理し、初期費用やメンテナンス費用を負担）によるもののほか、PPA やリース方式もあります。

○ PPA方式（第三者所有モデル）

- PPA 事業者が施設屋根などに設備を設置・所有・管理し、発電した電気は施設で利用します。電気の利用者が使用量に応じて対価を事業者へ支払う方式です。
- メリットは、初期費用やメンテナンス費用が原則不要となる点にあります。一方で、契約期間が10年～20年程度の長期となり、その間は設備の移転や処分が自由にできないというデメリットもあります。



出典：環境省「公共施設への再エネ導入第一歩を踏み出す自治体の皆様へ」

○ リース方式

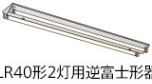


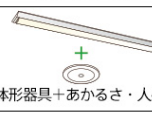


- リース会社などの事業者が設備を設置・所有し、発電した電気は施設で利用します。電気の利用者は一定額のリース料金を支払う方式です。
- 保守点検を含む包括リース方式を採用するケースが多いです。
- メリットは、リース料金が一定のため、予算の平準化が図りやすい点にあります。一方で、発電電力量が想定より少ない場合でもリース料金は変わらないというデメリットもあります。

○ 導入方式の比較

項目	自己所有	PPA	リース (包括リース方式)
設備所有者	自治体	PPA事業者	リース会社
初期投資	設備導入の 費用が必要	不要 (PPA事業者が負担)	不要 (リース会社が負担)
ランニングコスト	保守点検費など	電気料金 (サービス料)	リース料
契約期間	—	長期 10年～20年	長期 10年～20年
設備の処分・ 交換・移転等	○ (自由にできる)	× (自由にできない)	× (自由にできない)
環境価値獲得可否	○	○ (自家消費分のみ)	○

■ LEDの導入

取組を進めているLED照明は、令和6（2024）年度時点で約48.6%の施設で導入が進んでいます。今後は、公共施設全体のLED照明の導入割合を令和12（2030）年度までに100%とすることを目指し、更新時期や各施設の事情に合わせて導入を進めていきます。導入を進めるにあたっては、施設毎に自己所有型の設置工事と合わせてリース・ESCO方式などを検討します。

	改修前	改修後	省エネ率
オフィス・会議室	 FLR40形2灯用逆富士形器具	 直管LED40形2灯用逆富士形器具	約58%
		 LED一体形器具	約67%
		 LED一体形器具+あかるさ・人感センサ	約79%
店舗・施設	 ダイクロハロゲン (JDR) 75形スポットライト	 LEDスポットライト100形 ダイクロハロゲン (JDR) 75形相当	約84%

出典：環境省「デコ活HP」

図 6-4 LED照明の省エネ率

LEDの導入手法

LEDの導入手法は、工事によるもののほか、リース・ESCO方式もあります。

○ リース方式

- LED化に必要な各種費用（工事費用、設備代金、保険料、手数料等）と修繕費用を定額で支払う方式（賃貸借契約）
- 事業期間終了後、対象設備は無償譲渡となる場合もある（契約方法による）

○ ESCO方式

- 各種費用の定額払いに加え、省エネ効果の削減保証費を支払う方式（業務委託契約）
- LED照明（省エネ設備）の導入で光熱水費等の経費削減を行い、実際に削減した光熱水費から費用を支払う

○ 導入方式の比較

項目	工事	リース	ESCO
イニシャルコスト	必要	不要	不要
ランニングコスト	不要	必要 （リース料）	必要 （サービス料）
メンテナンス	必要	不要 （リース期間中）	不要 （サービス期間中）

■ 次世代自動車の導入

次世代自動車とは、温室効果ガスの排出量が少なく、環境に優しい自動車のことです。具体的には、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車などが含まれます。

取組を進めている次世代自動車の導入は、令和 17（2035）年度には公用車を 100%次世代自動車へ切り替えることを目指して、新規導入・更新時において次世代自動車への更新が可能な場合には導入を進めます。また、公用車の効率的利用等を図るとともに、職員数に見合った台数管理に取り組みます。



図 6-5 伊勢崎市のEV（令和5年度導入）

■ 廃プラスチック処理の減量

清掃リサイクルセンター21は、平成 12（2000）年 4 月 1 日に稼働を開始したごみ処理施設です。稼働開始から 25 年以上が経過したことから、施設の安定稼働と長寿命化を図るための整備を計画的に進めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。

そのうち、廃プラスチック処理については、群馬県が令和 32（2050）年までに排出ゼロにすることを宣言しており、原材料の調達、製造から消費、廃棄まで、一体的に取り組む必要があります。市民・事業者・市それぞれが生産、消費、廃棄、それぞれの局面でごみの減量化と再資源化に協働して取り組むことにより、循環型社会の構築を目指します

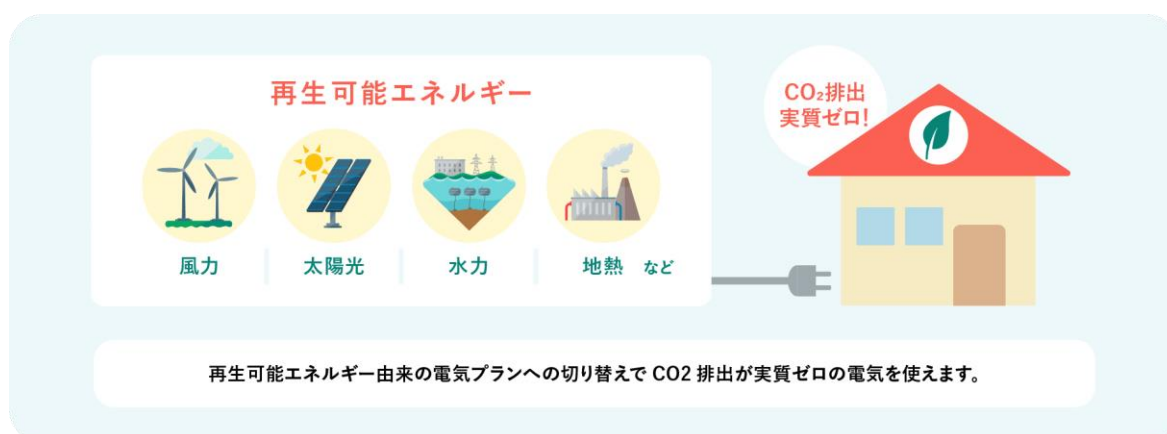


図 6-6 清掃リサイクルセンター21

■ 再エネ電力等の調達

CO₂フリーな電気や環境価値の調達には、小売電気事業者の提供する「CO₂フリー電気プラン」を契約する方法と、非化石証書やグリーン電力証書、J-クレジットなどの「環境価値証書」を購入する方法があります。

本市における具体的な取組として、清掃リサイクルセンター21の焼却施設にて、ごみ焼却時の熱エネルギーを利用した発電電気（再エネ電力）等を、地域の小売電気事業者を介して市内の対象公共施設に供給することで、電気のカーボンニュートラルを実現しています。



出典：群馬県「ECOぐんま」

図 6-7 再生可能エネルギーの電力の利用イメージ

再エネ電力・環境価値の調達手法

再エネ電力調達手法は、次のような手法があります。

○ 小売電気事業者の再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え

- 契約している小売電気事業者の電力プランを再生可能エネルギー由来の電気が利用できるプランなどに切り替えることで、CO₂排出量ゼロの電気を使用することができます。

○ J-クレジット

- 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。CO₂排出量を削減したい分をJ-クレジット創出者から購入することができます。

○ グリーン電力証書

- 再生可能エネルギー電力で発電された電気の「環境価値（CO₂排出量ゼロの価値）」を証書として切り離して購入できるようにしたものです。
- 例えば、商品を製造する際にグリーン電力証書を購入・使用し、製品がCO₂フリー商品であることで、環境価値の高い製品として出荷するなどがあります。

3.2 ソフト的な取組

ソフト的な取組では、これまで実施してきた取組を継続して実施するとともに、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向けてより一層意識的に取り組んでいきます。

(1) 電気使用量の削減

① 照明機器等の適正な使用

- 必要のない照明はこまめに消灯する。
- 始業前や昼休みは照明の消灯に努める。
- 残業時は残業エリアを考慮した必要最小限の点灯に努める。
- 廊下、共用スペースなどでの間引き消灯に努める。
- 定期的に機器の清掃を行う。
- ノー残業デーを励行し、速やかに退室する。

② 空調機器の適正な使用

- 冷暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める。
- 冷暖房の適正な温度管理をする（基準：冷房 28℃目安、暖房 19℃目安）。
- フィルター等の清掃を定期的実施する。
- 窓の開放やその他の外気冷房を実施する。
- 遮光ブラインド、カーテン等の効率的な利用に努める。
- クールビズ・ウォームビズに努める。

③ OA機器等の適正な使用

- 使用していないOA機器は節電モードとする、または電源を切る。
- 会議や外出・出張などで離席する場合、パソコンはシャットダウンまたはスリープモードとする。
- 長時間にわたって退席する時は、使用しないOA機器の電源を切る。
- 退庁時には、主電源を切る。
- エコタップを利用し電源を切る。

④ その他機器の適正な使用

- 職員のエレベーター使用は、荷物の移動や体調不良時などの必要時のみとする。
- 庁舎等の自動販売機の設置は必要台数のみとする。また省エネルギー型への転換について業者等へ協力依頼を実施する。
- ライトアップは季節に応じた点灯時間や期間を限定して行う。
- 長時間、電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減する。

(2) 燃料使用量の削減

① エコドライブの推進

- ゆっくり発進する。
- 加減速の少ない定速走行を心がける。
- 早めのアクセルオフを実施する。
- カーエアコンの効率的利用を実施する。
- アイドリングストップを実施する。
- 余分な荷物は積載しない。
- 走行ルート of 合理化に努める。
- 相乗り等により効率的に公用車を利用する。
- 近隣への移動については、出来る限り徒歩・公用自転車を利用する。
- タイヤの空気圧を確認するなど車両の整備・点検を行う。

② 施設や機器の効率的な運用

- 冷暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める。《再掲》
- 冷暖房の適正な温度管理をする（基準：冷房 28℃目安、暖房 19℃目安）。《再掲》
- フィルター等の清掃を定期的実施する。《再掲》
- 窓の開放やその他の外気冷房を実施する。《再掲》
- 遮光ブラインド、カーテン等の効率的な利用に努める。《再掲》
- クールビズ・ウォームビズに努める。《再掲》
- ボイラーの適正使用・効率的な運転管理に努める。
- 給湯器は温度設定をこまめに調整するなどして、適正使用に努める。
- 石油ストーブは室温 19℃を目安に管理し、使用期間・使用時間の抑制等により、適正使用に努める。

(3) 紙使用量・水使用量・廃棄物の削減

① 紙類の利用時の工夫

- 両面コピー・両面印刷・集約印刷により、紙使用量を削減する。
- 会議資料はページ数や部数を必要最小限とする。
- 会議において事前に配布した資料は原則配布しない。
- 庁内 LAN の活用によりペーパーレス化に努める。
- シュレッダーの使用は、機密を要する文書の廃棄の場合のみに制限する。
- 冊子・パンフレット・ポスター・報告書などの印刷物について、発行回数・発行部数・ページ数などを十分検討し、必要最小限とする。

② 紙類の再利用の推進

- 市機関相互の文書の送付にあたっては、使用済み封筒を利用する。
- プリンター等への片面使用済み用紙専用トレイを設置し、メモ用紙、軽易な文書、手持ち資料などは片面使用済み用紙の使用を徹底する。

③ 公共施設等における節水の推進

- 節水に努める。
- 水漏れ点検を励行する。
- 調整弁やフラッシュバルブを活用し、水圧・水量の調整に努める。

④ 廃棄物の減量

- 備品、事務用品等の長期使用を図る。
- 所属ごとに分別回収ボックスを設置し、ごみの分別を徹底する。
- 資源の使い捨てを減らすため、マイバッグ、マイボトル、マイはしを使用する。
- プラスチックごみを削減するため、詰め替え可能な商品を使用する。
- 施設内の樹木や街路樹などの剪定枝については、可能な限りリサイクルに努める。
- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収（リサイクル）を徹底する。
- イベント開催時には、リユース食器を使用するなどごみの排出を可能な限り削減する。
- 毎月実施される本庁舎古紙回収を継続し、古紙・雑がみの分別を徹底する。

(4) 行動変容・普及啓発

① 製品やサービスの購入・使用にあたっての配慮の推進

- 伊勢崎市グリーン購入基準に基づく調達に努める。
- OA用紙は原則的に古紙配合率70%以上、白色度70%以下の製品を購入する。
- 冊子・パンフレット・ポスター・報告書などの印刷物について、古紙や非木材紙配合率の高い再生紙を指定するとともに、古紙配合率、白色率を明記する。
- 一般事務用品は、エコマークやグリーンマークなどが表示された環境への負荷の少ない製品を購入し、使用するよう努める。
- 環境配慮契約法に基づき、電気の供給を受ける契約の際は、環境に配慮した電気事業者との契約に努める。

② 職員への地球温暖化対策に関する啓発の推進

- 環境に関する研修会、講演会等を充実させ、職員の積極的な取組が実施されるように努める。
- 職員が環境保全活動等に参加しやすい職場環境づくりに努める。
- 徒歩や自転車通勤奨励による職員一人ひとりの意識を醸成する。
- 推進担当者による、各所属における意識啓発等を図る。
- ワークライフバランスに配慮し、計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得推進、CO₂削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

第7章 計画の推進体制

1 推進体制と役割

本計画の目標を達成するためには、全庁的に本計画に掲げた取り組みを実施することが必要であり、計画を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、本計画における推進体制は「推進担当者」を中心に温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組むこととします。推進体制と担当ごとの主な役割は図 7-1 のとおりです。

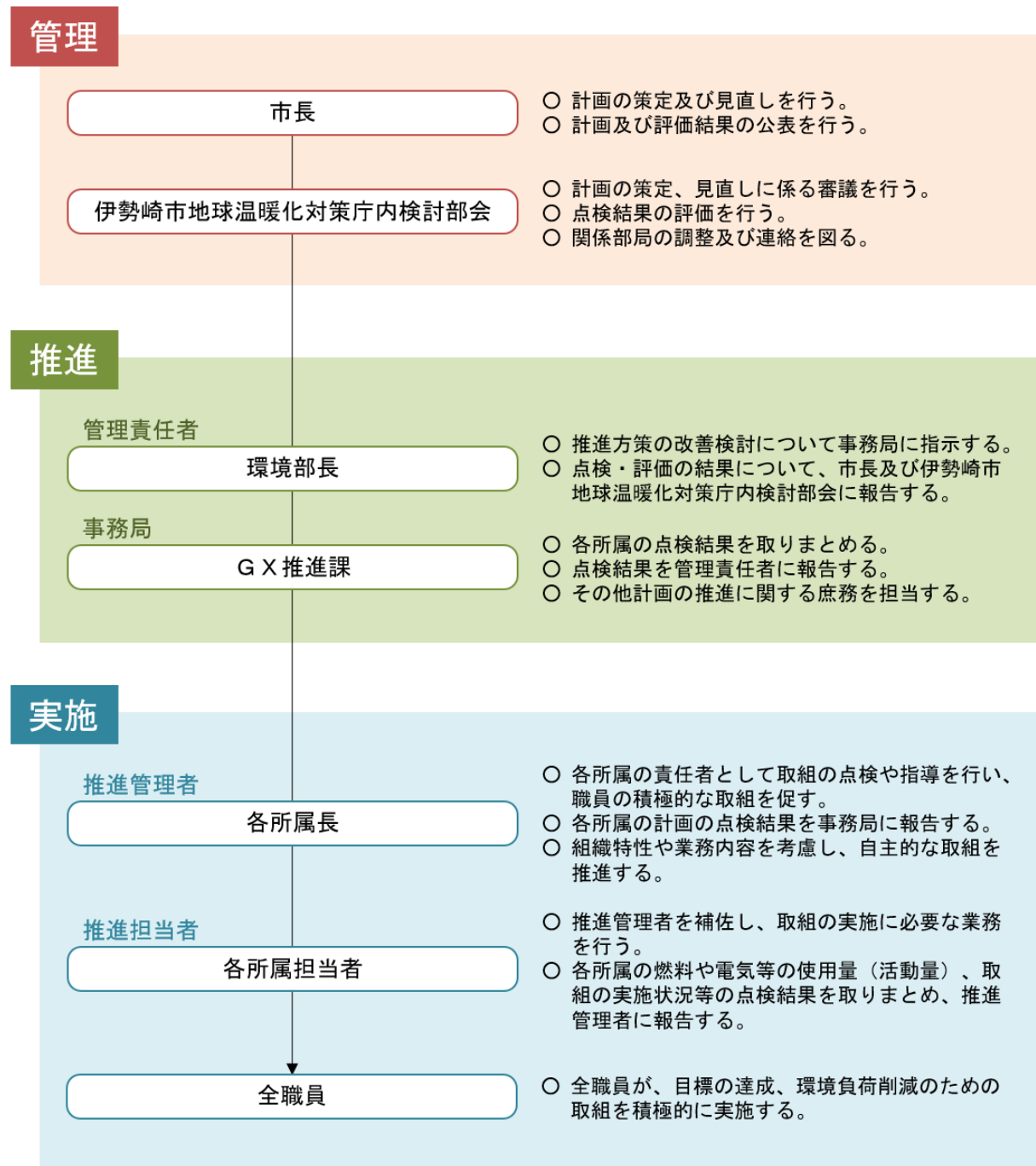


図 7-1 庁内の推進体制

2 計画の進行管理

本計画は体系的な点検・評価を行うことで、着実な進行管理を図る必要があります。

計画の進行管理は、図 7-2 の PDCA サイクルを基本に、各段階における取組を実施していきます。

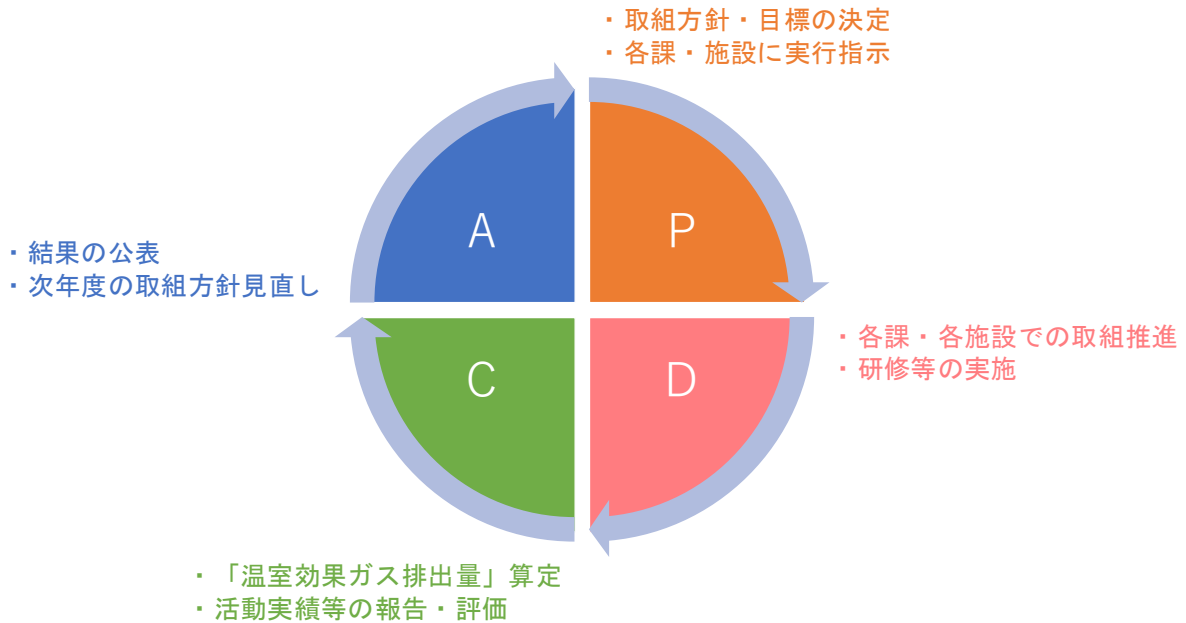


図 7-2 PDCAサイクル

2.1 点検・評価

点検・評価においては、各者が表 7-1 のとおり行います。

表 7-1 各者の点検・評価の内容

実施者	内容
推進管理者	推進担当者からの報告結果を所属内で周知し、取組の実施状況や問題点・改善点等について所属内の職員が共通認識を持つよう配慮しつつ、事務局に報告します。
推進担当者	年1回、燃料や電気等のエネルギー使用量や取組の実施状況を取りまとめ、推進管理者に報告します。
事務局	推進管理者から報告されたエネルギー使用量等の結果を集計し、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量や取組の実施状況を取りまとめ、傾向の分析を行い、管理責任者に報告します。

2.2 見直し等

伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会では、管理責任者から報告された取組及び温室効果ガス排出量等の点検結果を基に比較・分析し、温室効果ガス排出量抑制のための取組が着実に実施されるよう、状況や必要に応じ、取組内容の改善や計画の見直し等を協議・検討します。

3 計画進捗状況の公表

本計画に基づく措置・取組の実施状況、本市の事務事業に関する温室効果ガス排出量の調査結果は、市広報紙及びホームページ等を活用して公表します。